

信頼される東陽中学校であるために

令和2年度

◆東陽中 F I V E

- ① 法令を遵守し教育公務員としての自覚をもって服務規律の徹底に努める。
- ② 常に生徒と共にあり、生徒の手本となるよう努める。
- ③ 家庭や地域と連携し、協働・協育に努める。
- ④ 自身の言動に責任を持ち、教職員としての資質の向上に努める。
- ⑤ 互いに支え合いながら成長する職場環境を作るよう努める。

1 生徒・保護者等への連絡方法

- 学校の電話を利用するなどを基本とする。個人用携帯電話の使用はできるだけ行わないよう配慮する。
- 生徒や保護者との携帯電話番号やメールアドレス等の交換や取得は、原則として禁止する。
- 活動等は月予定を組み、事前に知らせる。連絡については「eこねっと」を活用する。

2 生徒への個別面談や個別の学習指導のあり方

- 生徒に寄り添った指導を心掛ける。
- できるだけ複数の教職員や、生徒と同性の教職員で対応する。
- 生徒へ指導を行う場合は、密室となるような状態は避ける。
- 体罰は絶対に行ってはならない。

3 生徒の個人情報

- 個人情報に関する記録や資料は施錠可能な場所に保管する。
- 個人情報に関する記録や資料は原則として校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す必要がある場合は管理職の許可を得る。

4 生徒の送迎

- 教職員が生徒を自家用車に同乗させることは、部活動の引率も含めて原則として禁止とする。ただし、生徒指導等でやむを得ず教職員の自家用車を使用する場合は、管理職の許可を得ることと、保護者に連絡して承諾を得るものとする。
- 部活動等の試合・練習試合等への参加は、自転車・公共交通機関等を利用し、原則として保護者に送迎を依頼しない。

5 生徒からの集金など現金の取扱やその管理方法

- 生徒・保護者からの集金は、速やかに名前・金額等を確認した後担当者に直接渡す。
- 担当者は入金処理の後、領収書を発行し速やかに保護者へ渡す。
- 学校行事や部活動等の会計処理については複数の教職員でチェックを行い、速やかに保護者に決算報告を行う。
- 学年会計等の会計処理については管理職も含めた複数の教職員でチェックを行う。

6 その他

- ハラスメント行為は対生徒であれ教職員間であれ許されない。
- 夜間の家庭訪問を行う場合には複数で対応する。
- 飲酒運転は絶対に行ってはならない。
- データ持ち出しにおいては、学校貸与のU S Bを使用する。データを持ち出す際には管理職に報告する。

相談窓口（山田副校長、稻田教頭、生徒指導 岡田、教師カウンセラー 宮戸）

東陽中学校 Tel 086-428-0013